連成不動単せん光	不動光及び単せん光を有すること。
連成不動群せん光	不動光及び群せん光を有すること。
不動互光	一　一周期に異なる色の二つの明間を有すること。 二　一定の光度を保持し、暗間を有しないこと。 三　一周期は、十秒以上三十秒以下であること。 四　各明間は、等しいこと。
単せん互光	一　一周期に異なる色の二つの明間を有すること。 二　一周期は、十秒以上三十秒以下であること。 三　各明間は、等しいこととし、一つの明間は、〇・五秒以上二秒未満であること。 四　各暗間は、等しいこととし、一つの暗間は、一つの明間の三倍以上であること。
群せん互光	一　一周期に異なる色の二つの明間を有すること。 二　一周期は、三秒以上二十秒以下であること。 三　各明間は、等しいこととし、一つの明間は、〇・五秒以上であること。 四　一つの短暗間は、一つの明間以上であること。 五　一つの長暗間は、一つの短暗間の三倍以上であること。 六　一つの明間と一つの短暗間との和は、一秒以上であること。
複合群せん互光	一　一周期に三つの明間（三番目の明間は、他の明間と比較して異なる色のものに限る。）を有し、かつ、二番目及び三番目の暗間として長暗間を有すること。 二　一周期は、二十秒以上三十秒以下であること。 三　各明間は、等しいこととし、一つの明間は、〇・五秒以上であること。 四　各長暗間は、等しいこととし、一つの長暗間は、一つの短暗間の二倍以上であること。
明暗互光	一　一周期に異なる色の二つの明間を有すること。 二　一周期は、三秒であること。 三　各明間は、等しいこととし、一つの明間は、一秒であること。 四　各暗間は、等しいこと。

（水源）

第五条　規則別表第一の備考の海上保安庁長官が定める場所は、浮標式を定める告示（昭和五十八年海上保安庁告示第百三十一号）第四条の表の水域の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の水源の欄に定める場所とする。

（無線方位信号所の設備の基準）

第六条　規則第六条第一項第十五号ハの海上保安庁長官が定める基準は、送信装置については、次のとおりとする。

一　周波数は、九、三二〇メガヘルツから九、五〇〇メガヘルツまでを含む範囲であること。

二　レーダーから発射された電波を受信した後、応答を開始するまでの遅延時間は、〇・七マイクロ秒以内であること。

三　一回の電波発射後、次の応答が可能となるまでの時間は、一〇〇マイクロ秒であること。

四　送信する電波の偏波は、水平偏波であること。

五　レーダーの指示器上に無線方位信号所の位置を表示させる識別符号は、モールス符号（C、D、G、K、M、O、Q、X、Y及びZの信号に係るものに限る。）とし、当該識別符号の表示される範囲は、当該無線方位信号所の有効範囲のおおむね二十パーセント以下であること。

（ディファレンシャルGPS局の設備の基準）

第七条　規則第六条第一項第十六号ロの海上保安庁長官が定める基準は、送信装置については、次のとおりとする。

一　二八五キロヘルツから三二五キロヘルツまでの周波数の電波を使用するものであること。

二　変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒二五ビット、五〇ビット、一〇〇ビット又は二〇〇ビットのいずれかであること。

三　変調方式は、MSK方式であること。

四　変調信号は、二値信号の「0」が搬送波の位相を九〇度遅らせ、「1」が搬送波の位相を九〇度進めるものであること。

五　搬送波の位相変化は連続的で、位相変化の許容値は九〇度プラスマイナス〇・三度以内であること。

（AIS信号所が送信する情報）

第八条　規則第六条第一項第十七号の海上保安庁長官が定める情報は、次のとおりとする。

一　AIS信号所と併せて設置する航路標識その他の施設の種類に関する情報

二　当該施設の位置に関する情報

三　当該施設の名称に関する情報

四　当該AIS信号所と併せて設置する航路標識に係る機器に関する情報

五　当該AIS信号所の測位装置その他の機器に関する情報

六　当該AIS信号所の当該施設への設置の状況に関する情報

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○海上保安庁告示第五号

海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十二号）の一部及び航路標識法施行規則及び船員法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年国土交通省令第四号）の施行に伴い、海上保安庁長官の職権を管区海上保安本部長等に委任の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年一月三十一日　　海上保安庁長官　中島　敏

海上保安庁長官の職権を管区海上保安本部長等に委任の一部を改正する告示

海上保安庁長官の職権を管区海上保安本部長等に委任（平成六年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「第二号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、同項第六号中「第二号」を「第一号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、同項第八号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第七号とし、第二項を削り、第一項の項番号を削る。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。